

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行 檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1
Tel. 0139(52)0858 FAX (52)1490
発行責任者 高橋 正人
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

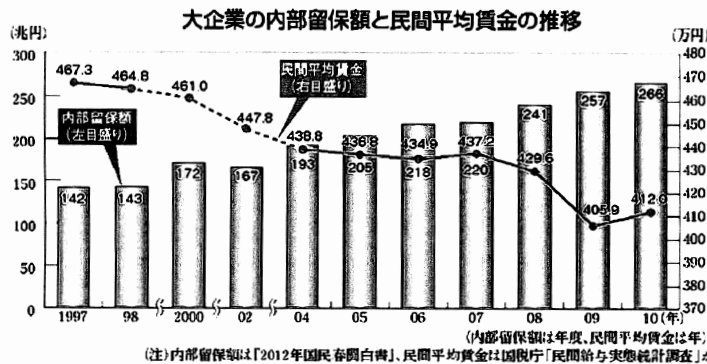
許されない 退職金400万円削減! 総務省提示

「負の連鎖」「引き下げデモクラシー」からの脱却を

大企業の内部留保 266億円 に焦点

増大する大企業の内部留保
検証の一つとして、大企業の内部留保の増加は、見逃すことができません。(グラフ参照)

国家公務員の退職手当にかかわって、総務省は6月1日、労働組合との交渉・協議を開始したいと提案してきました。その際、公務労組連絡会に対して、402万6千円減額というきわめて大幅な手当削減を提示してきました。このことは、国家公務員に留まらず、独立行政法人職員や地方公務員・教員、公務関連労働者へ連動することは必ずです。この提示額は、公務の退職給付額が民間よりも402万6千円上回っているとの調査結果(2010年度)をもとにしたものです。2006年度にも同様の調査が実施されていますが、このときの結果は、今回とは逆に公務が民間よりも約240万円下回りました。しかし、何ら改善の措置はとられません。この間の経済情勢や年金をめぐる状況の悪化など労働者を守る観点から十分な検証が求められます。



資本金10億円以上の大企業が保有する内部留保(連結ベース)が266兆円(2010年度)に達することが全労連・労働運動総合研究所(労働総研)の調べでわかりました。前年度の調べでわかりました。前年度に比べ9兆円の増加です。大企業は、「国際競争の激化」「歴史的な円高」などと危機感をあおりながら、賃金引き下げ、非正規

本当のわらいは「身を切る改革のアピールで、消費税増税」
また、民間より下回ったときに、何ら改善措置をとらずに棚上げにしてきた経過を踏まえるならば、今回の削減提案は全く道理が通りません。ただちに総務大臣が見解をのべた今回とは扱いはまったく違ってきます。これは、退職手当の大幅削減を通して、民主党政権のマニフェストである「公務員総人件費2割削減」を推進することが目的であり、今国会で消費

規雇用化といった労働者の犠牲で着実に利益を積み上げています。これに対して民間企業労働者の年間平均賃金は、2000年の461万円から2010年には412万円へと約50万円も減少しています。この巨額の内部留保をほんの数%を活用すれば大幅な賃上げや雇用増が可能で、冷え切った内需を活性化して経済発展や税収が見込まれ、国の厳しい財政状況打開の道も開かれることができると考えられます。

今後の取り組み
今後、退職手当削減をめぐる情勢や問題点を職場にひろげ、組合員はもとより管理職層や非組合員、他の組合員にも協力を呼びかけていくことが求められます。とくに、政府・人事院あての署名「公務員総人件費削減に反対し、公務・公共サービスの拡充を求める署名」を一筆でも多く集約し、自治体当局に対しても、国の動きに追随した手当削減をおこなわないよう求めていくことが重要です。

「引き下げデモクラシー」からの脱却を!
「こつちが恵まれすぎている、こつちが保護されている」などの引き下げを求める「引き下げデモクラシー」が企図されています。これがそのまま続くと、支配層ではなく、労働者の生活が落ち込んでいくだけです。どうやってお互いが良くなるかという理念の元、官民の対立ではなく、労働者として団結し、国民の運動として取り組むことが重要です。

税増税法を何としても成立させたいとする政府の意向を反映させるための「身を切る改革」を国民にアピールすることにねらいがあります。

長期休業中に 週休日振替が可能に

運営上特に必要と認める場合に限り、振替末日を「前四週、後八週後、直近の長期休業期間（夏期休業又は冬季休業のいずれか）の末日、さらに、冬季休業期間で対応しきれない場合は、学年末・学年始休業期間の末日」と改善されたものです。また、経過措置として、今年四月一日以後の週休日について、振替後の週休日が行日以後の場合は、「特例」の範囲内で一回に限り、週休日を変更ができます。

「特例」は、①対外運動競技等における児童・生徒引率業務②児童・生徒引率業務③学校行事（学校祭、修学旅行）に関する業務を要因とした週休日をさします。具体的には、①「儀式的行事（入学式、卒業式等）」②「文化的行事のうち、児童・生徒の手に

六月一日、道教委は、各市町村教育委員会に、「北海道学校職員の週休日の振替等に係る振替期間にかかる特例について」（以下「特例」という）通知を出しました。

道内の公立小学校、中学校、高校、特別支援学校において、児童・生徒の引率業務などによる週休日の振替等は、従来は、「前四週、後八週」内としていましたが、今回の「特例」は、期間内の振替が困難で、学校

運営上特に必要と認める場合に限り、振替末日を「前四週、後八週後、直近の長期休業期間（夏期休業又は冬季休業のいずれか）の末日、さらに、冬季休業期間で対応しきれない場合は、学年末・学年始休業期間の末日」と改善されたものです。また、経過措置として、今年四月一日以後の週休日について、振替後の週休日が行日以後の場合は、「特例」の範囲内で一回に限り、週休日を変更ができます。

注意するべき点は、五月一日に「通知」された「修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」（以下「要領」とは、それぞれ別の制度であるということ）、「要領」と「特例」と合わせて取り扱うことができないこと、部活動等の特殊業務手当て週休日の割振りの関わりなどが挙げられます。「要領」と「特例」を整理し、現場での具体的な例を挙げながら、校内での学習が必要

です。個々の教職員について不定型な勤務がなされた場合、「この場合はどうなるの？」など、早期に相談することが大切です。（質問などありましたら、檜山教組まで問い合わせ下さい。個々の具体例で対応します。）

檜山教職員の集い講演 4

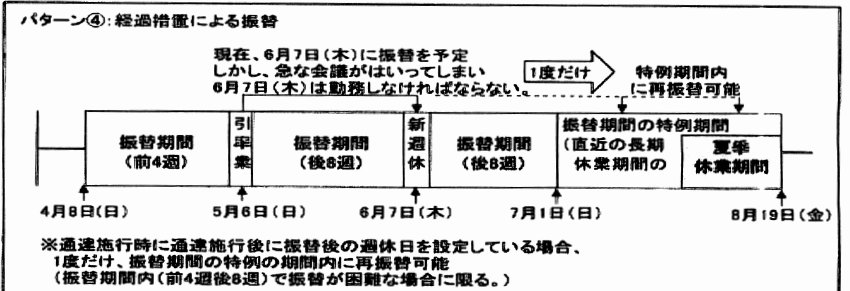
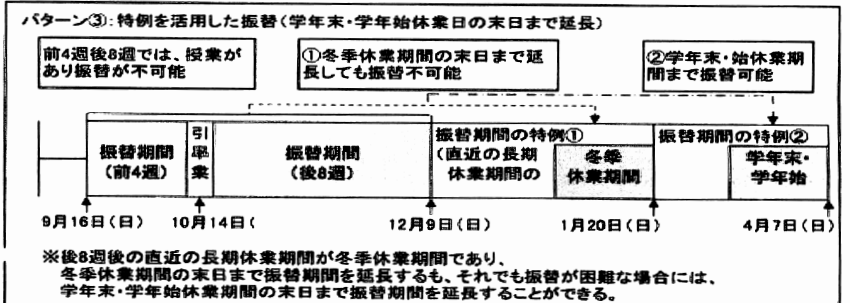
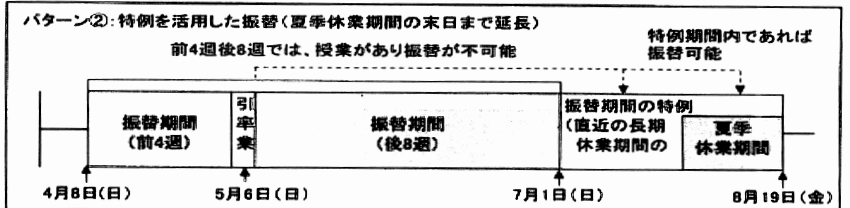
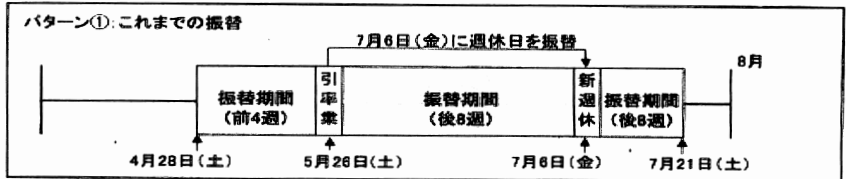


講演する小山 民先生

子どもとの関わりの中で

具体的に大切にしてきたことは

○全員の先生で全員の子どもを名前を覚えて、出来るだけたくさん話しかけること。例えば、その子のお誕生日には、先生みんなでおめでとうと声をかける。休んだ子どもには、電話口でみんなが電話口でハッピーバースデーの歌



いじめをなくする力が大町一

を歌う。日曜日と言われなかった子どもは、茶髪の子もなんかが、オレやって貰ってないもんなんやとやって欲しいと泣いて、いじめになっても、その子の子供を育てては、それだけの力で、真を返せば、そんな経験をもつ何年かして貰って、いらない子ども達なのです。先生達との交流が生まれ、先生方の誕生日にもいろいろなものを送ったりしてくれま

す。これは、子ども達にとっては本当にうれしいみたいで、宝物みたいに手帳に挟んでいる子もいます。

○授業の中でも行事でも知らない子ども達同士が少しでもいっしょに何かを考えたり体を動かしたり笑い合ったりするよう意識して動きかけます。例えば、今日初めての会うような人たちと班を組む、調理実習をします。また、授業の中の作文など、必ず「コメントを細かく書くよう」にしています。

○先生達が発行する通信には、出来るだけたくさんの子どもの先生への思い、考えていることを載せて、人と人との結びつきを大切にしています。

これらのことを先生全員で大事にしたいと思っても、そのことは、どこまで子どもの人数が増えても守れるというものはありません。目の前の子ども全員を大事にしていなければならない事態になっていきます。ですが、現状の生徒数でも全員を大事にすることは難しいと感じています。学校での様々な工夫をしながら、とやったら、みんなを大事にできるかという議論も重ねています。それと同時に、行政や社会がかわることでは保障できないこともあるので、私たちは行政に対して働きかけをしていきます。（つづ）